

4 - (11) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音に係る規制基準

時 間 の 区 分	基 準
昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	65デシベル以下
朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 7 時から午後10時まで）	55デシベル以下
夜間（午後10時から翌日の午前 6 時まで）	45デシベル以下
（注）騒音の測定点は，工場等の敷地の境界線上とする。	

4 - (12) 鹿児島県公害防止条例に基づく飲食店営業等の深夜騒音に係る規制基準  
音量の規制

対象営業	規 制 時 間	対 象 地 域	規 制 基 準	
			区 域 の 区 分	基 準
飲食店営業 喫茶店営業	午後10時から翌日 の午前 6 時まで	騒音規制法第 3 条 第 1 項の規定に基 づく知事が指定し た地域	第 1 種 区 域	40デシベル以下
			第 2 種 区 域	45デシベル以下
			第 3 種 区 域	50デシベル以下
			第 4 種 区 域	55デシベル以下

（注）区域の区分は，騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく区域区分

音響機器の使用制限

対象営業	対 象 時 間	対 象 区 域	対 象 機 器
飲食店営業 喫茶店営業 （ただし， 音響機器か ら発する音 が外部に漏 れ出ない措 置を講じた 場合を除く。）	午後11時から翌日の 午前 6 時まで	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づ き知事が指定した地域のうち，深夜に おける騒音を特に防止する必要がある 区域として知事が指定する区域 〔18市 8 町（ ）の都市計画法 に基づく住居系用途地域及び近隣 商業地域〕	・カラオケ装置 ・電気蓄音機 ・拡声装置（有 線放送の拡声 装置を含む。） ・楽器

（注）鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町，錦江町，肝付町，中種子町，瀬戸内町，和泊町，知名町  
（18市 8 町）